

商品概要説明書

成年後見支援貯金無利息型＜決済用＞

(2021年4月1日現在)

商品名	・成年後見支援貯金無利息型＜決済用＞
ご利用いただける方	・個人のお客様で、家庭裁判所から成年後見支援貯金の口座開設における「指示書」の発行を受けた方。
期間	・期間の定めはありません。
預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	・ J A の口座開設店 (所) 窓口でのみ、預入できます。 ・ 1 円以上 ・ 1 円単位
払戻方法 (1) 払戻方法 (2) 払戻金額 (3) その他	・ J A の口座開設店 (所) 窓口でのみ、払戻しできます。 ・ 家庭裁判所から交付された「指示書」に基づく取扱いとなります。 ・ 家庭裁判所による「指示書」に記載された金額とします。 ・ 公共料金等の自動引落、インターネットバンキング契約等は、ご利用できません。
利息	・ 無利息となります。
手数料	・ この貯金口座の開設、維持、管理にかかる費用として (定時自動送金または振替サービス「振込」を利用する場合を含みます。)、当 J A 所定の手数料 (取扱手数料および振込手数料) が掛かります。
付加できる特約事項	・ 定期交付金の支払手段*として、定時自動送金または振替サービス「振込」の利用ができます。ただし、家庭裁判所による「指示書」が必要です。 ※生活費等 毎月一定額を、別途成年被後見人名義の普通貯金口座へ、振込・振替するもの。
貯金保険制度 (公的制度)	・ 貯金保険制度により全額保護されます。
苦情処理措置および 紛争解決措置の内容	苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情 (以下、「苦情等」という。) につきましては、 J A 本支店 (所) または担当部署にお申し出ください。 J A では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、 J A バンク相談所 (電話番号 : 0 3 - 6 8 3 7 - 1 3 5 9) でも、苦情等を受け付けております。 紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記 J A バンク相談所にお申し出ください。 富山県弁護士会 (電話 : 0 7 6 - 4 2 1 - 4 8 1 1)
その他参考となる 事項	・ 1 人 1 口座とします。 ・ キャッシュカードは発行いたしません。 ・ A T M (現金自動貯払機) を利用したお取扱いは、口座開設店舗が管理する A T M を利用した入金と記帳のみ可能です。 ・ J A の口座開設店 (所) 窓口でのお取り扱いに限定いたします。 ・ 通帳に記帳いただいている明細が、月末時点で 50 件以上あり、翌月 10 日まで未記帳の状態が続いた場合は、それら未記帳の明細を合計して記帳させていただきます。

詳しくは窓口にお問い合わせください。

J A バンク 富山